

告示

埼玉県告示第二百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（平成二十八年関東地方整備局告示第三百六十号）及び同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示（令和五年関東地方整備局告示第三十三号）があったので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和五年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県朝霞市浜崎六百七十八番地

三 都市計画事業の種類及び名称

平成二十八年関東地方整備局告示第三百六十号新座都市計画道路事業三・四・

十一号放射七号線

四 事業施行期間

平成二十八年十二月二十六日から令和十二年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

なし